

ITER MFC

真空導入端子の溶接施工法認証取得支援及び適格性評価支援

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

先進プラズマ研究開発部 先進プラズマ計測開発グループ

目 次

1. 一般仕様	1
1.1 件名	1
1.2 目的及び概要	1
1.3 作業範囲	1
1.4 作業実施場所	1
1.5 納期	1
1.6 検査条件	1
1.7 提出図書	1
1.8 支給品及び貸与品	2
1.9 品質保証	3
1.10 適用法規・規格・基準	3
1.11 情報セキュリティの確保	3
1.12 知的財産権及び技術情報等の取扱い	3
1.13 グリーン購入法の推進	4
1.14 特記事項	4
1.15 協議	4
2. 技術仕様	5
2.1 目的	5
2.2 MFC の概要	5
2.2.1 MFC 全体概要	5
2.2.2 MFC コンポーネント概要	6
2.3 真空導入端子の溶接施工法認証取得支援及び真空導入端子の適格性評価支援	9
2.3.1 真空導入端子の溶接施工法認証取得支援	9
2.3.2 真空導入端子の適格性評価支援	10
2.3.3 作業報告書の作成	11
2.4 技術会合	11
別添 1 知的財産権特約条項	12
別添 2 イーター実施協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項	18

1. 一般仕様

1.1 件名

ITER MFC 真空導入端子の溶接施工法認証取得支援及び適格性評価支援

1.2 目的及び概要

ITER 調達活動における日本の調達担当機器の一つに、マイクロフィッションチェンバー計測システム（以下「MFC」という。）がある。MFC は、ITER における中性子発生量を計測し、核融合出力を評価するための重要な計測システムである。

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、MFC の調達活動の一環として、真空導入端子の実機製作及び適格性評価に向けた準備を進めている。真空導入端子は真空容器内外を貫通する真空境界機器であるため、溶接施工法認証の取得が求められている。また、真空導入端子については耐環境性及び測定性能の評価が必要となっている。

本業務では、溶接施工法認証の取得に向けた技術支援として、真空境界に係るフランスの規格である RCC-MR 要求事項及び ITER 要求事項を整理するとともに、認証取得に向けた具体的な対応内容を明確化する。また、真空導入端子の適格性評価試験に向けた試験設備の立上げ支援、試験成立性の確認並びに各種試験に必要な装置の概念設計を実施する。これにより、真空導入端子の溶接施工法認証取得及び適格性評価試験の円滑な実施を図るものである。

1.3 作業範囲

「2. 技術仕様」に示す範囲の作業を実施するものとする。

1.4 作業実施場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所又は受注者の事務所等

1.5 納期

令和 9 年 2 月 26 日

1.6 検査条件

1.7 項に示す提出場所に、同項に定める提出図書を納入後、内容が仕様を満たしていることの確認をもって検査合格とする。

1.7 提出図書

表 1.7.1 に定める各種図書を電子ファイルにて提出すること。

なお、電子ファイルの形式は Microsoft Word 及び PDF とし、提出は受注者又は QST が管理するオンラインストレージサーバを使用して行うものとする。

表 1.7.1 提出図書リスト

	提出図書名	提出期限	部数	確認
1	打合せ議事録 (QST と受注者間の打合せ)	打合せの都度	1 部	不要
2	作業報告書	納期まで	1 部	要

	(日本語)	※ただし、確認に 2 週間程度要するためその期間を十分に考慮し提出すること。		
3	再委託承諾願 (QST 指定様式)	作業開始 2 週間前まで ※再委託がある場合に提出のこと。	1 式	要

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER研究開発棟

(確認方法)

QST は、確認のために提出された文書を受領したときは、期限日を記載した受領印を押印して返却する。また、当該期限までに確認を完了し、受理しない場合には修正を指示し、修正等を指示しないときは受理したものとする。

ただし、再委託承諾願については、QST が確認後、書面にて回答する。

1.8 支給品及び貸与品

支給品及び貸与品については、契約条項のとおりとする。なお、QST が支給品及び貸与品の所在等の確認を求めた場合には、受注者はこれに協力するものとし、紛失等の異常時には速やかに報告することとする。

(1) 支給品

なし

(2) 貸与品

QST は必要に応じて、QST が過去に実施した溶接施工法認証準備評価の試験体製作結果、溶接試験結果、設計図書、製作条件及び認証機関との協議結果、及び IO から許可を得た後、以下の資料を貸与する。これらの資料は、本仕様書に記載された ITER 関連業務の遂行を目的としてのみ使用されるものとする。

[1] MFC システムに関する設計文書

- ・ System Design Description Document for 55.B3 Microfission Chamber (ITER 文書番号 3T46BH)
- ・ Technical specification for Feedthrough (ITER 図書番号 8A9CG6)
- ・ Manufacturability of the Feedthrough (ITER 図書番号 8A8KAD)
- ・ Sub-System Requirement Document sSRD-55.B3: Microfission Chambers (ITER 図書番号 WYHXKD)

[2] MFC 構成機器及びその他周辺機器の 3 次元 CAD モデル

[3] 1.10 項に示す適用法規・規格・基準

[4] その他、本作業実施に必要なとなる MFC に関する技術資料及び工程関連資料

貸与時期：契約後速やかに

貸与方法：QST が管理するオンラインストレージサーバを用いる。

(詳細は別途 QST 担当者から受注者に説明)

返却方法：契約終了までに貸与したデータを削除すること。

1.9 品質保証

受注者は、本契約の履行に当たり次に定める品質保証活動に係る要求事項を、QST が定めた手順に従い、作業を行うこと。なお、受注者は、QST から要求があった場合には、本契約の適切な管理運営を証明するために必要な文書及びデータを提供するものとする。

品質保証要求事項

- (1) 業務実施計画
- (2) 契約内容の確認（変更管理を含む。）
- (3) 設計管理
 - ・設計レビュー
 - ・設計変更の管理
- (4) 購買管理
- (5) コンピュータプログラム及びデータの管理
- (6) 不適合の管理
- (7) 作業従事者の力量
- (8) 文書及び記録管理

1.10 適用法規・規格・基準

- (1) RCC-MR（仏、原子力施設の機械部品の設計及び建設規則：高温、研究及び核融合炉）
- (2) NF EN ISO 15614-1
- (3) ITER Vacuum Handbook
- (4) ITER Material Properties Handbook
- (5) Basic Nuclear Installation（BNI）に適用される一般技術規制に関するフランスの 2012 年 2 月 7 日付け指令

1.11 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保については、契約条項のとおりとする。

1.12 知的財産権及び技術情報等の取扱い

(1) 知的財産権等の取扱い

知的財産権等の取扱いについては別添 1『知的財産権特約条項』及び別添 2『イーター一実施協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項』に示すとおりとする。

(2) 技術情報

受注者は、本契約を実施することによって得た技術情報を第三者に開示しようとする際には、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

QST が本契約に関し、その目的を達成するため受注者の保有する技術情報を了知する必要が生じた場合は、QST と受注者の協議の上、受注者は当該技術情報を無償で QST に提供すること。

(3) 成果の公開

受注者は、本契約に基づく業務の内容及び成果について、発表若しくは公開し、又は特定の第三者に提供しようとする際は、あらかじめ書面による QST の承認を得なければならない。

1.13 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出文書のうち印刷物については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものとする。

1.14 特記事項

受注者は QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

1.15 協議

- (1) 受注者は、本業務を円滑に進めるため QST と適宜打合せを行い、作業を進めるものとする。
- (2) 本仕様に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。
- (3) IO 発行図書の利用に際しては、QST を経由して ITER 文書管理システム (IDM) のアカウントを取得し、常に IDM 上の最新版を適用すること。なお、IDM を利用する際は、IO の IDM 利用指針に従うとともに、ITER 計画の知的財産の管理条項を遵守すること。その他の IO が定めた規格などに関しては、QST と協議し、適用すべき規格・基準・ガイドラインを特定しながら業務を進めること。

2. 技術仕様

2.1 目的

本件では、ITER トカマク真空容器境界を貫通する真空導入端子の実機製作に向け、RCC-MR に基づく溶接施工法認証の取得及び適格性評価試験の実施が必要となる。このため、RCC-MR 要求事項及び ITER 要求事項の整理、認証取得に必要な対応事項の明確化並びに適格性評価試験に向けた試験環境整備に係る技術支援を実施する。受注者は、2.2 項に示す対象機器並びに関連する設計情報、要求事項及び技術資料を十分に理解した上で、2.3 項及び 2.4 項に示す各業務を実施するものとする。

2.2 MFC の概要

2.2.1 MFC 全体概要

ITER のトカマク真空容器の水平断面の概念図を図 2.1 に示す。ITER の真空容器は 18 個のポートに分かれており、それぞれポート番号 1 から 18 までの番号付けがされている。MFC は図 2.1 に示すとおり、ポート番号 3 及び 11 の 2 か所に設置される。

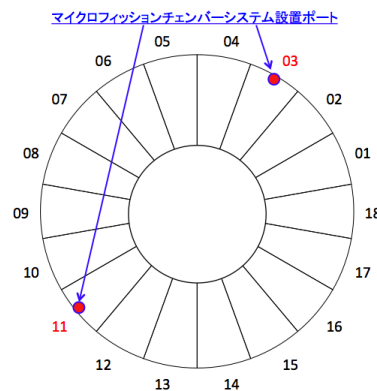


図 2.1 ITER トカマクの水平断面の概念図及び MFC の設置ポート（番号はポート番号を表している）

次に各設置ポートに設置される MFC システムの全体図を図 2.2 に示す。ITER で使用する MFC 検出器は核分裂物質（ウラン酸化物、 $^{235}\text{UO}_2$ ）が封入された小型の計数管であり、外側上部及び外側下部の 2 か所に設置される。信号ケーブルとして 3 軸同軸無機絶縁ケーブル（MI ケーブル）を使用し、図 2.2 に示す様に、上部ポートで真空導入端子を通して真空容器外の信号ケーブルに伝送される。検出器からの信号はプリアンプ、信号処理モジュールを経て、データ収集装置に伝送され、データ処理される。

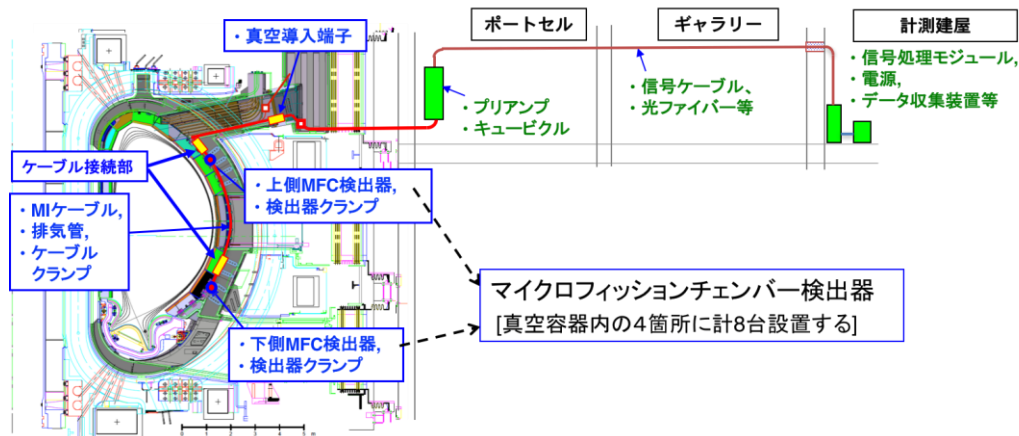


図 2.2 ITER 用 MFC の概要図

このように、MFC 検出器は、二つのポート（ポート番号 3 及び 11）のそれぞれ 2 か所（外側上部及び外側下部）に設置されるため、合計 4 か所設置されることになる。それぞれの設置位置には MFC 検出器が 2 台設置され、ITER 全体では 8 台の検出器が設置される計画となっている。同様に、プリアンプ、信号ケーブル、電源等の真空容器外機器も個々の検出器に対応して設置する必要があるため、合計 8 台のシステムが必要となる。

2.2.2 MFC コンポーネント概要

本業務に関連する MFC 主要コンポーネントの概要を説明する。これらは MFC の性能や信頼性だけでなく、真空容器内での安定動作を支える重要な機器となっている。

(1)中性子検出器

中性子検出器の構造を図 2.3 に示す。ITER のトカマク真空容器内機器で使用する中性子検出器は、沸騰水型原子炉で使用されている起動領域中性子束モニターを基に基礎設計を進めてきた。仕様は下記のとおりである。

- | | |
|-----------|--------------------------|
| ① 外形寸法 | : 外径 約 14 mm、長さ 約 200 mm |
| ② 核分裂物質 | : $^{235}\text{UO}_2$ |
| ③ ハウジング材質 | : ステンレス |
| ④ 信号ケーブル | : 3 軸同軸 MI ケーブル |

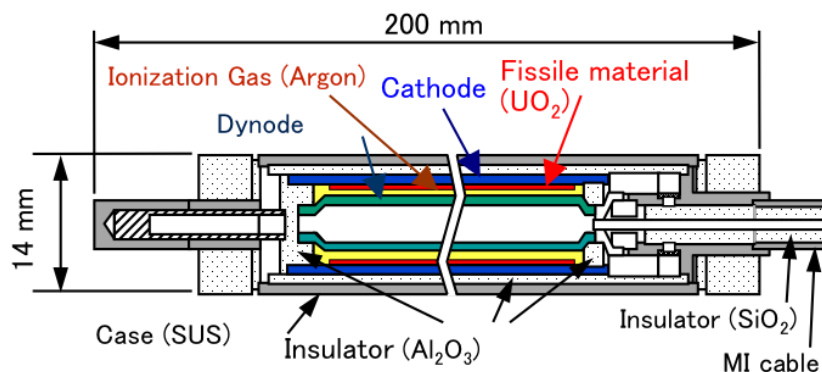


図 2.3 中性子検出器の構造

(2) MI ケーブル

検出器信号を伝送する MI ケーブルの構造を図 2.4 に示す。MI ケーブルは導体、絶縁材及びシールドを同心円状に配置したケーブルで、ケーブルの片端は検出器に接続されもう一方の片端は真空導入端子にある MI ケーブルと接続される。仕様は以下のとおりである。

- ① 外径寸法 : 5.0～6.6mm
- ② 長さ : 最大 13,000mm
- ③ 芯線部材質 : 銅
- ④ 内被材質 : ステンレス及び銅
- ⑤ 外被材質 : ステンレス
- ⑥ 絶縁体 : シリカ

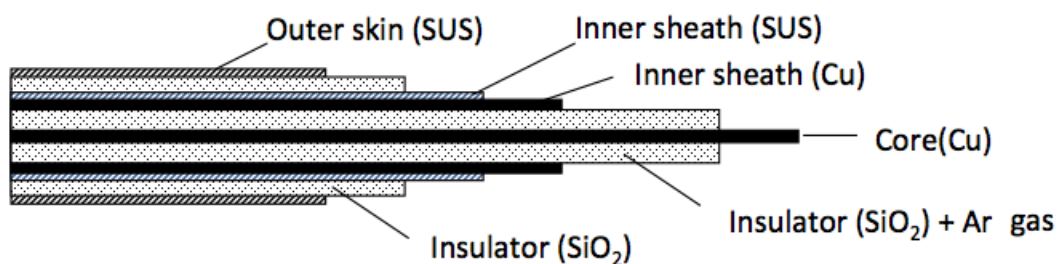


図 2.4 MI ケーブルの構造

(3) 排気管

中性子検出器の内部にはアルゴンガスが封入され、漏洩した場合にはトカマク真空容器外へ排気するため、図 2.5 に示すような排気管を検出器のステンレスケースの先端に設置している。真空導入端子にある排気管と接続される。排気管の仕様は以下のとおりである。

- ① 外形寸法 : 外径 6mm、全長 約 12 m
- ② 材質 : ステンレス

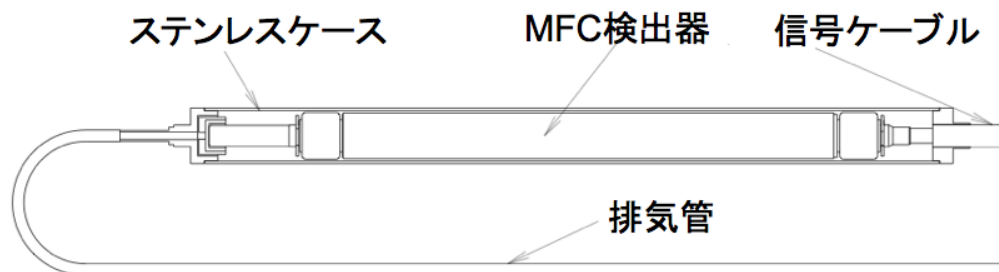


図 2.5 排気管

(4) 真空導入端子

MFC の真空導入端子は、検出器信号の取出し及び漏洩ガスを排出する真空境界の取合い機器である。図 2.6.1 および図 2.6.2 に示すように「ボディ」と 2 本の「MI ケーブル」、そして排気管から構成される。また、真空導入端子の溶接箇所を図 2.6.3 に示す。

- ① 外径寸法 : 直径 101.6 mm、内径 96.6mm、長さ 198 mm
- ② 溶接箇所の肉厚 : 1mm (溶接部以外 2.5mm)
- ③ 材質(外形部分) : SS316L(N)-IG

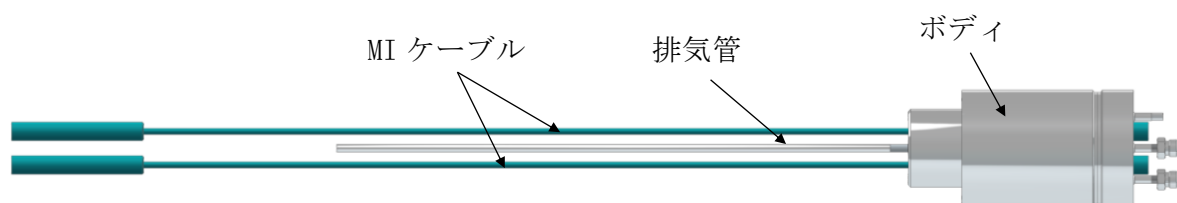


図 2.6.1 真空導入端子の全体構造

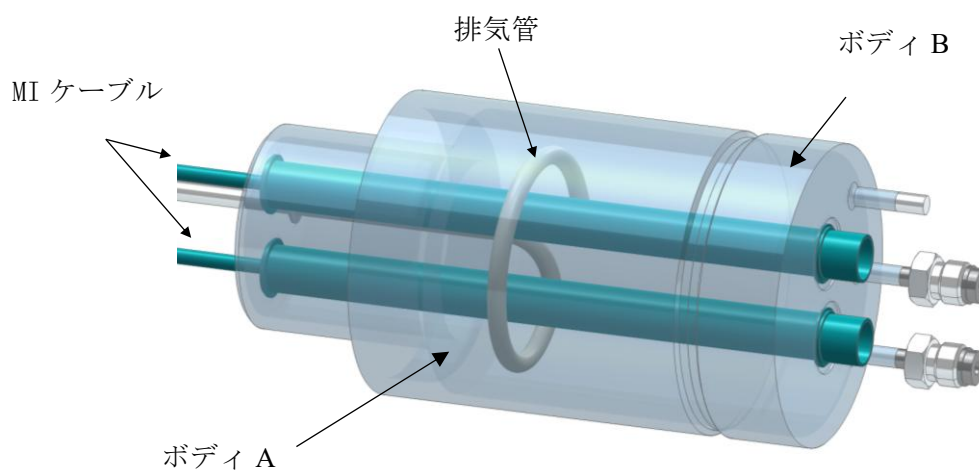


図 2.6.2 ボディの内部構造

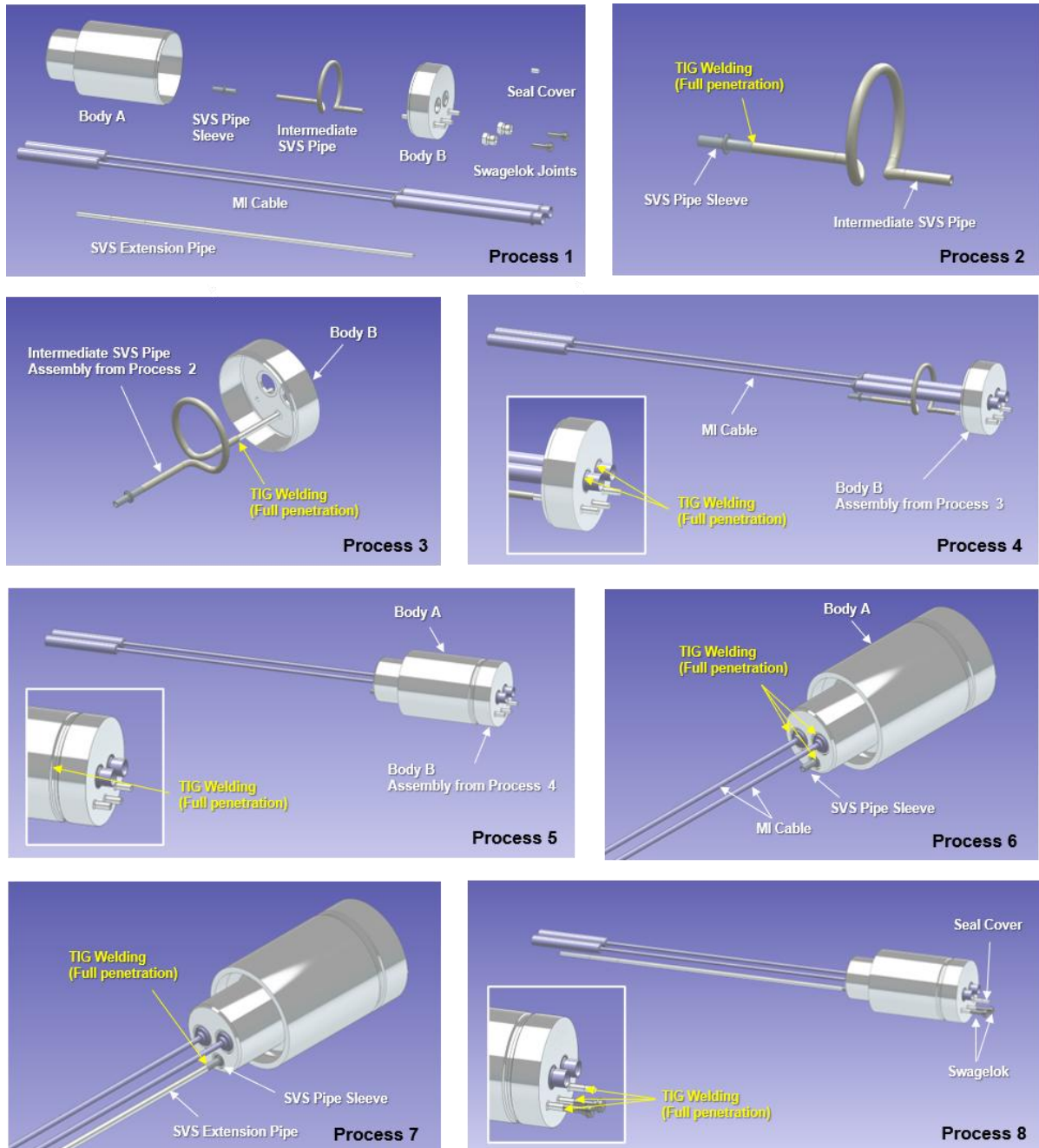


図 2.6.3 Feedthrough の組立フロー及び溶接箇所

2.3 真空導入端子の溶接施工法認証取得支援及び真空導入端子の適格性評価支援

2.3.1 真空導入端子の溶接施工法認証取得支援

本項では、真空導入端子の溶接施工法認証取得に向け、RCC-MR 及び ITER 要求事項、既往成果並びに現行設計条件を確認するとともに、認証取得に必要なとなる技術的課題、適用条件及び対応方針を分析・評価し、その結果を取りまとめること。

具体的な作業項目は次のとおりとする。

① RCC-MR 要求事項及び ITER 要求事項の把握

溶接認証取得に必要な適用規格及び関連規格を確認し、真空境界機器に適用される要求事

項を把握すること。

② 既往成果の把握

過去に実施した溶接施工法認証準備評価の試験体製作結果、溶接試験結果、設計図書、製作条件及び認証機関との協議結果を確認し、真空導入端子の溶接施工法認証取得に影響する設計条件及び技術条件を把握し、その内容を取りまとめること。

③ 認証取得条件の分析及び評価

RCC-MR 及び ITER 要求事項を踏まえ、適用する溶接手法の確認、溶接材料の組合せ選定、認証試験体の構造及び形状の検討、溶接試験体及び実機に適用する検査項目の整理並びに認証取得までの手順について調査を行い、真空導入端子の溶接施工法認証取得に必要な諸条件及び対応事項を明確化すること。

④ 検査成立性及び代替手法の検討

RCC-MR に基づく真空境界機器の認証において一般的に適用される RT 及び UT 等の非破壊検査について、真空導入端子への適用性を確認すること。また、RT 又は UT が適用できない場合には、代替 NDT、プロセスコントロールの適用可能性について調査し、それぞれの適用条件及び技術的成立性を評価すること。

⑤ 認証取得に向けた対応内容の明確化

①から④の結果を踏まえ、真空導入端子の溶接施工法認証取得に必要な技術的課題、適用条件、検査方針及び対応事項を整理するとともに、認証取得に向けた具体的な実施内容、認証機関との協議事項及び今後必要となる作業内容を明確化すること。

2.3.2 真空導入端子の適格性評価支援

本項では、MFC 用真空導入端子（Feedthrough）の Qualification 試験実施に向け、既導入設備の立上げ支援、試験成立性確認並びに各種試験装置の概念設計を実施する。受注者は、QST が提示する Feedthrough 設計条件、及び関連要求事項を踏まえ、以下の作業を実施すること。

(1) Qualification 試験設備の立上げ及び動作評価支援

既導入済みの Qualification 試験設備について、熱サイクル試験実施に向けた立上げ支援及び動作評価を実施すること。対象設備には、電気加熱炉、空冷設備、各種計測機器及び健全性確認装置を含むものとする。受注者は、特に以下の事項について支援を実施すること。

- ・ 熱サイクル試験設備の動作確認
- ・ コンプレッサーを用いた空冷性能評価
- ・ 温度降溫時間短縮に関する評価
- ・ 試験効率改善に関する検討
- ・ 各種計測装置の使用法整理
- ・ 試験手順及び測定フロー整理

また、熱サイクル試験途中に実施する健全性確認手法について、測定タイミング及び実施方法を整理すること。

(2) パッシェン評価装置の概念設計

真空環境下における Feedthrough 絶縁性能評価に向け、パッシェン放電評価装置の概念設計を実施すること。

パッシェン放電の発生個所として、Feedthrough 内の MI ケーブルにおける芯線と内被間等及び Feedthrough 周辺での放電を想定し、受注者は ITER Vacuum Handbook 及び関連要求事項を踏まえ、放電リスク評価に必要な試験体系を整理すること。

概念設計には、以下を含むものとする。

- ・ 評価対象部位
- ・ ギャップ条件
- ・ 圧力条件
- ・ 印加電圧条件
- ・ 真空条件
- ・ 放電検知方法
- ・ 計測機器構成
- ・ 安全対策
- ・ 試験シーケンス案

なお、本契約においては概念設計までを対象範囲とし、詳細設計及び製作は含まないものとする。

2.3.3 作業報告書の作成

2.3 項で行った作業は報告書として取りまとめ、QST へ提出すること。報告書のフォーマットは任意とするが、少なくとも以下の項目を含めること。

- ① 実施した作業内容
- ② 作業結果（得られた知見、整理結果等）
- ③ 今後の対応方針又は課題事項

2.4 技術会合

受注者は、本業務期間中、QST 内外で開催される次に示す技術会合に参加すること。参加するにあたり必要に応じて本業務に係る資料を作成し、発表等を行うとともに、当該資料を作業報告書の一部として提出すること。なお、当該技術会合に係る議事録の作成は不要とする。

(1) QST 内 MFC 技術会合（日本語）

週 1 回程度、1 回当たり 90 分程度。

(2) IO との進捗会合（英語）

月 1 回程度、1 回当たり 90 分程度。

(3) 各メーカーとの技術会合（英語）

月 1 回程度、1 回当たり 60 分程度。

以上

別添 1 知的財産権特約条項

(知的財産権等の定義)

第 1 条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に規定する特許権、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利（以下総称して「産業財産権等」という。）
 - 二 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - 三 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国における著作権に相当する権利（以下総称して「著作権」という。）
 - 四 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 この特約条項において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許権の対象となるものについてはその発明
 - 二 実用新案権の対象となるものについてはその考案
 - 三 意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第 2 条第 3 項に定める行為、実用新案法第 2 条第 3 項に定める行為、意匠法第 2 条第 2 項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に定める行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為、著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為、種苗法第 2 条第 5 項に定める行為及びノウハウを使用する行為をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

第 2 条 甲は、本契約に関して、乙が単独で発明等行ったときは、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- 一 乙は、本契約に係る発明等を行った場合には、次条の規定に基づいて遅滞なくその旨を甲に報告する。
- 二 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
- 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知

的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

四 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に届け出、甲の承認を受けなければならない。

イ 子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は親会社（会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 11 条第 1 項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に当該知的財産権を移転又は専用実施権等の設定等をする場合

2 乙は、前項に規定する書面を提出しない場合、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を甲に譲り渡さなければならない。

3 乙は、第 1 項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ、満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（知的財産権の報告）

第 3 条 前条に関して、乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請を行うときは、出願又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて、あらかじめ甲にその旨を通知しなければならない。

2 乙は、産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 17 条第 1 項に規定する特定研究開発等成果に該当するもので、かつ、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）、実用新案法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 11 号）及び意匠法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 12 号）等を参考にし、当該出願書類に国の委託事業に係る研究の成果による出願である旨を表示しなければならない。

3 乙は、第 1 項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

4 乙は、本契約に係る産業財産権等を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第 5 条第 4 項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から 60 日以内（ただし、外国にて実施等をした場合は 90 日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

- 5 乙は、本契約に係る産業財産権等以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により甲に報告しなければならない。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を第三者に移転する場合（本契約の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第2条から第6条まで及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りでない。
 - 3 乙は、第1項に規定する第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第2条第1項各号及び第3項並びに第3条から第6条まで及び第12条の規定を遵守するものとする。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第2条、本条及び第12条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、甲にその旨書面により通知し、あらかじめ甲の書面による承認を受けなければならない。ただし、乙の合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合は、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡のうえ、必要に応じて甲乙間で調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、甲にその旨書面により通知しなければならない。
 - 5 甲は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲乙協議のうえ決定する。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の放棄)

- 第6条 乙は、本契約に関して乙が単独で行った発明等に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲にその旨書面により通知しなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

第7条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権について共同出願契約を締結し、甲乙共同で出願又は申請するものとし、当該知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面にて甲に届け出なければならない。

一 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。

二 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を甲が指定する第三者に許諾する。

2 前項の場合、出願又は申請のための費用は原則として、甲、乙の持分に比例して負担するものとする。

3 乙は、第1項に規定する書面を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合において、甲から請求を受けたときは当該知的財産権のうち乙が所有する部分が無償で甲に譲り渡さなければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の移転)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権のうち、自らが所有する部分を相手方以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施許諾)

第9条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、その許諾の前に相手方に書面によりその旨通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の実施)

第10条 甲は、本契約に関して乙と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償にて当該第三者に実施許諾することができるものとする。

2 乙が本契約に関して甲と共同で行った発明等に係る共有の知的財産権について自ら商業的实施をするときは、甲が自ら商業的实施をしないことに鑑み、乙の商業的实施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

(甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の放棄)

第11条 甲及び乙は、本契約に関して甲乙共同で行った発明等に係る共有の知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を相手方に書面により通知し、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(著作権の帰属)

第12条 第2条第1項及び第7条第1項の規定にかかわらず、本契約の目的として作成され納入される著作物に係る著作権については、全て甲に帰属する。

2 乙は、前項に基づく甲及び甲が指定する 第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置を執るものとする。

3 乙は、本契約によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本契約による成果である旨を明示するものとする。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条 乙は、合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合（乙の親会社に変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。）は、甲に対しその旨速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし、本契約の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、本契約に係る知的財産権を第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約さなければならない。

一 合併若しくは分割し、又は第三者の子会社となった場合は、甲に対しその旨速やかに報告する。

二 前号の場合において、国の要請に基づき、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし本業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、本契約に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

三 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、第2条及び第7条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願又は申請を行った者の了解を得た場合はこの限りではない。

(委任・下請負)

第15条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して、本特約条項の各規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(協議)

第16条 第2条及び第7条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 17 条 本特約条項の有効期限は、本契約の締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。

別添 2 イーター実施協定の調達に係る情報及び知的財産に関する特約条項

本契約については、本契約一般条項によるほか、次の特約条項(以下「本特約条項」という。)による。

甲:QST

乙:受注者

(定義)

第1条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権又は特許を受ける権利
 - (2) 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権又は実用新案登録を受ける権利
 - (3) 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権又は意匠登録を受ける権利
 - (4) 商標法(昭和34年法律第127号)に規定する商標権又は商標登録を受ける権利
 - (5) 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権又は回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
 - (6) 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権又は品種登録を受ける地位
 - (7) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権
 - (8) 外国における、第1号から第7号に記載の各知的財産権に相当する権利
 - (9) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に規定する営業秘密に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利(以下「営業秘密」という。)
- 2 本契約において「情報」とは、法律による保護を受けることができるか否かを問わず、発明や発見の記述のみならず、公表されている資料、図書、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であつて、前項に定義する知的財産権を除いたものをいう。
- 3 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに営業秘密を使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 4 本契約において「背景的な知的財産権」とは、本契約の締結前に取得され、開発され、若しくは創出された知的財産権又は本契約の範囲外において取得され、開発され、若しくは創出される知的財産権をいう。
- 5 本契約において「背景的な営業秘密」とは、背景的な知的財産権のうちの営業秘密をいう。
- 6 本契約において「生み出された知的財産権」とは、本契約の履行の過程で、乙が単独で又は甲と共同で取得し、開発し、又は創出した知的財産権をいう。
- 7 本契約において「協定」とは、「イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定」をいう。
- 8 本契約において「附属書」とは、協定の「情報及び知的財産に関する附属書」をいう。
- 9 本契約において「イーター機構」とは、協定により設立された「イーター国際核融合エネルギー機構」をいう。
- 10 本契約において「加盟者」とは、協定の締約者をいう。
- 11 本契約において「国内機関」とは、各加盟者がイーター機構への貢献を行うに当たって、その実施機関として指定する法人をいう。
- 12 本契約において「団体」とは、国内機関又はイーター機構が協定の目的のために物品又は

役務の提供に関する契約を締結する団体をいう。

13 本契約において「理事会」とは、協定第6条に定める「理事会」をいう。

14 本契約において「特許等」とは、特許、登録実用新案、登録意匠、登録商標、登録回路配置及び登録品種の総称をいう。

(情報の普及)

第2条 乙は、加盟者又は国内機関が、本契約の実施により直接に生じる情報(著作権の有無を問わない。)を非商業上の利用のため翻訳し、複製し、及び公に頒布する権利を有することに同意する。

2 乙は、前項により作成される著作権のある著作物の写しであって公に頒布されるすべてのものには、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示することに同意する。

(発明等の報告)

第3条 乙は、本契約の履行の過程で発明等を創出した場合には(以下、かかる発明等を「本発明等」という。)、本発明の詳細とともに、速やかに甲に書面により報告するものとする。

2 乙は、甲が前項の本発明の詳細を含む報告をイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに、甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。

(生み出された知的財産権の帰属等)

第4条 本発明等に係る知的財産権は、乙に帰属する。ただし、本発明等が甲乙共同で創出したものである場合、当該本発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有となる。

2 前項ただし書きの甲及び乙の共有に係る知的財産権について、甲及び乙は、知的財産権の持分、費用分担、その他必要な事項を協議の上、別途取決めを締結するものとする。

3 乙は、甲及び乙の共有に係る当該知的財産権を自ら又は乙が指定する者が実施する場合、甲及び乙の持分に応じてあらかじめ定める不実施補償料を甲に支払うものとする。

(発明等の取扱い)

第5条 乙は、本発明等に関し、(i)特許等の登録に必要な手続を行うか、(ii)営業秘密として管理するか、又は、(iii)(i)若しくは(ii)のいずれも行わないかという取扱いについて速やかに決定の上、甲に決定内容を書面により報告する。ただし、当該本発明等が甲乙共同で創出したものである場合、甲及び乙は、上記(i)ないし(iii)の取扱いについて別途協議の上決定する。

2 乙は、前項に基づく本発明等の取扱いに関する決定内容について、甲がイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。

3 乙は、乙が第1項の(iii)の取扱いをすることを決定した本発明等について、甲又はイーター機構の求めがあった場合は、当該本発明等の知的財産権を甲又はイーター機構に承継させるものとする。

(背景的な知的財産権の認定)

第6条 乙が本契約の履行の過程で利用する背景的な知的財産権は、甲及び乙が別途締結する覚書(以下「覚書」という。)に定める。覚書に定めのない知的財産権であって、本契約の履行の過程で利用されるものは、生み出された知的財産権とみなす。

2 乙は、覚書に掲げる知的財産権の内容に変更が生じたときは、速やかに当該変更内容を甲に

書面により報告するものとする。

- 3 乙は、本契約締結後に本契約の履行の過程で利用すべき背景的な知的財産権の存在が判明したときは、速やかに、当該背景的な知的財産権が、本契約の範囲外において存在することを証明する具体的な証拠とともに、本契約締結前に報告できなかった正当な理由を甲に書面により報告するものとする。
- 4 甲は、前項の報告を受けた場合は、乙から提出された証拠及び理由の妥当性を検討の上、必要に応じて、甲乙協議の上、覚書の改訂を行うものとする。
- 5 乙は、本条に基づく報告について、甲がイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 6 乙は、本契約の履行の過程で背景的な知的財産権を利用する場合は、必要な実施権又は利用権を確保し、甲並びに契約物品の提供を受けるイーター機構及び関連する他の加盟者が、支障なく当該物品を使用することができるようにしなければならない。甲並びにイーター機構及び関連する他の加盟者が当該背景的な知的財産権に関し、第三者から知的財産権侵害の苦情を受けた場合には、乙は自己の責任と費用でその苦情を防御又は解決し、当該苦情に起因する損失、損害又は経費のすべてを補償し、甲並びにイーター機構及び関連する他の加盟者に対して何らの損害も与えないものとする。

(背景的な知的財産権の帰属)

第7条 本契約は、背景的な知的財産権の帰属について何ら変更を生じさせるものではない。

(創出者への補償等)

第8条 乙は、乙の従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が創出した本発明等に係る知的財産権を、適用法令に従い、乙の費用と責任において従業者等から承継するものとする。

(生み出された知的財産権の実施)

第9条 生み出された知的財産権の実施権の許諾(利用権の付与を含む。以下同じ。)については、次の各号による。

- (1) 乙は、甲が自ら実施する研究開発に関する活動のために、平等及び無差別の原則に基づき、当該生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾する。当該実施権は、甲が第三者に再実施を許諾する権利を伴う。
 - (2) 乙は、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構及び加盟者が第三者(加盟者については、それぞれの領域内の第三者に限る。)に再実施を許諾する権利を伴う。
 - (3) 乙は、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産権の非排他的な実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、加盟者が第三者(それぞれの領域内の第三者に限る。)に再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、乙が第三者に対して当該生み出された知的財産権の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。
 - (4) 乙は、生み出された知的財産権の核融合以外の分野における利用を可能にするため、加盟者、国内機関、団体及び第三者と商業上の取決めを締結することが奨励される。
- 2 前項の生み出された知的財産権が甲と乙の共有に係るものである場合、甲と乙は、共同して

同項に基づく実施権の許諾を行う。

- 3 乙は、第1項に規定する実施権及び再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、甲の求めに応じこれを甲に提供する。乙は、上記記録に変更がある場合は、各年の上半期については、7月15日までに、下半期については翌年の1月15日までに甲に報告書を提出する。
- 4 乙は、甲が当該記録をイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。
- 5 乙は、非加盟者の第三者に対し、生み出された知的財産権の実施権を許諾する場合には、理事会が全会一致で決定する規則に従うものとし、甲の事前の同意を得て行うものとする。当該第三者への実施権の許諾は、平和的目的のための使用に限り行うものとする。ただし、当該規則の決定までは、非加盟者の第三者に対する当該実施権の許諾は認めない。
- 6 乙は、イーター機構又は加盟者に対して直接実施許諾できない理由があるときには、甲が第1項第2号及び第3号に基づきイーター機構又は加盟者に再実施を許諾するための権利を伴う、生み出された知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾するものとする。

(背景的な知的財産権の実施)

第10条 乙が契約物品その他仕様書に定める納入品に用いる背景的な知的財産権の実施権の許諾については、次の各号による。

- (1) 乙は、当該背景的な知的財産権(ただし、背景的な営業秘密を含まない。)が次のいずれかの要件を満たすときは、甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のために、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を甲に許諾する。当該実施権は、甲が研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。
 - イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- (2) 乙は、当該背景的な知的財産権(ただし、背景的な営業秘密を含まない。)が次のいずれかの要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産権の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施を許諾する権利並びに加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。
 - イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- (3) 乙は、当該背景的な営業秘密が次のいずれかの要件を満たすときは、当該背景的な営業秘密(イーター施設の建設、運転、保守及び修理のための手引書又は訓練用教材を含む。)の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の利用権をイーター機構に付与する。当該利用権は、イーター機構が、協定の情報及び知的財産に関する附属書第4. 2. 3条(b)に基づき、その下請負人に再利用権を付与する権利及びフランス規制当局に当該背景的な営業秘密を伝達する権利を伴う。

- イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
 - ニ イーター施設に対して規制当局が要請する安全、品質保証及び品質管理のために必要とされること。
- (4) 乙は、当該背景的な営業秘密が次のいずれかの要件を満たすときは、加盟者が公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、金銭上の補償を伴う私的契約によって、当該背景的な営業秘密の商業上の利用権の付与又は当該背景的な営業秘密を用いた契約物品と同一の物品の提供を求めた場合には、当該契約締結のため最善の努力を払うこととする。当該利用権の付与又は物品の提供に係る条件は、乙が第三者に対して当該背景的な営業秘密の利用権を付与し、又は当該背景的な営業秘密を用いた同一の物品を提供するときの条件よりも不利でないものとする。当該利用権が付与される場合には、当該利用権は、利用権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。
- イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構に提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- (5) 乙は、当該背景的な知的財産権について、加盟者が核融合の商業上の利用のため、当該背景的な知的財産権の実施権の許諾を受けること又は当該背景的な知的財産権を用いた契約物品と同一の物品の提供を求めた場合には、当該要求の実現のため最善の努力を払うこととする。当該背景的な知的財産権の実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該背景的な知的財産権の実施権の許諾に係る条件は、乙が第三者に対して当該背景的な知的財産権の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該背景的な知的財産権の実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。
- (6) 乙は、前号に定める目的以外の商業上の目的のため、加盟者から求めがあった場合は、当該背景的な知的財産権が次のいずれかの要件を満たすときは、当該背景的な知的財産権の実施権を許諾することが奨励される。乙が、当該背景的な知的財産権の実施権を当該加盟者に許諾する場合には、当該背景的な知的財産権の実施権は平等及び無差別の原則に基づき許諾されるものとする。
- イ イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
 - ロ イーター機構の提供される契約物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
 - ハ 公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
- 2 前項の背景的な知的財産権が甲と乙の共有に係るものである場合、甲と乙は、共同して当該背景的な知的財産権の実施権の許諾を行う。
- 3 乙は、第1項に規定する実施権及び再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、甲の求めに応じこれを甲に提供する。乙は、上記記録に変更がある場合は、各年の上半期については7月15日までに、下半期については翌年の1月15日までに甲に報告書を提出する。
- 4 乙は、甲が当該記録をイーター機構及び加盟者に提供すること、並びに甲が自ら実施する核融合の研究開発に関する活動のため必要とする場合において乙以外の日本の団体に提供することに、あらかじめ同意する。

(知的財産権の帰属の例外)

第11条 乙は、本契約の目的として作成される提出書類、プログラム及びデータベース等の納入品に係る著作権は、すべて甲に帰属することを認め、乙が著作権を有する場合(第8条に基づき従業者等から承継する場合を含む。)であっても、乙は、かかる著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含み、日本国内における権利に限らない。)を甲に譲渡する。かかる譲渡の対価は、本契約書に定める請負の対価に含まれる。

2 前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著作物を乙が自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者に著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(下請負人に対する責任)

第12条 乙は、本契約一般条項の規定に従い、下請負人に対し本契約の一部を履行させる場合、本特約条項に基づく乙の一切の義務を乙の責任において当該下請負人に遵守させるものとする。

(有効期間)

第13条 本契約一般条項の定めにかかわらず、本特約条項の定めは協定の終了後又は日本国政府の協定からの脱退後も効力を有する。

(言語)

第14条 本特約条項に定める乙から甲への書面による報告は、和文だけでなく、英文でも提出することとし、両文書は等しく正文とする。

(疑義)

第15条 本特約条項の解釈又は適用に関して疑義が生じた場合、協定の規定が本特約条項に優先する。

以上